相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宮津市字宮村一三五四番地、最後の住所京都府宮津市字宮村一三五四番地

被相続人　亡　松田　晴生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日

京都府京丹後市大宮町周枳一九七五番地

ミックビル三階

相続財産管理人　弁護士　平林美沙子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西淀川区柏里二丁目四番、最後の住所大阪市西淀川区柏里二丁目四番一六号

被相続人　亡　増井　房雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日

大阪市中央区北浜一―八―一六大阪証券取引所ビル　相続財産管理人　中西　敏彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府摂津市鳥飼下三丁目八番、最後の住所大阪府摂津市鳥飼下三丁目八番一五号

被相続人　亡　藤澤　ゑい

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日

大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル九階

相続財産管理人　宮岡　寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市香里ケ丘一丁目六番地八、最後の住所大阪府枚方市香里ケ丘一丁目六番地の八（B―三〇二）

被相続人　亡　森山　利子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八―一コーポ潮江一一一号

相続財産管理人　弁護士　太田　吉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県たつの市揖西町清水新六三番地、最後の住所兵庫県たつの市神岡町入野一番地

被相続人　亡　森下　繁喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日

兵庫県姫路市北条宮の町三八五番地永井ビル五階はりま法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安田　孝弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市中砂見六九九番地、最後の住所鳥取県八頭郡八頭町国中五〇八番地

被相続人　亡　石谷　博昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日

鳥取県鳥取市南吉方一丁目一一四―三エステートビルⅡ二―二号

相続財産管理人　弁護士　小坂　壽

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日

大阪府大阪市中央区北浜一丁目一番九号ハウザー北浜ビル七階

相続財産管理人　弁護士　井口喜久治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市松原町二九番地、最後の住所兵庫県西宮市六湛寺町九番三一号

被相続人　亡　森　良久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日

兵庫県西宮市六湛寺町九番三一号

相続財産管理人　弁護士　井口喜久治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市松原町二九番地、最後の住所兵庫県西宮市六湛寺町九番三一号

被相続人　亡　森　良久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日

広島県広島市河内町小田七一二番地二

被相続人　亡　吉森　正嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日

事務所広島市中区上八丁堀四番二七号　上八丁堀ビル二階

相続財産管理人　弁護士　渡邉　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区黒住町二五七番地、最後の住所北九州市小倉北区黒住町一三番一二号

被相続人　亡　永畑　昌三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日

北九州市小倉北区田町一二番九号

相続財産管理人　司法書士　加藤　丈雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県三養基郡みやき町大字東尾二一七二番地、最後の住所佐賀県鳥栖市田代本町九二四番地一　ひまわりの園

被相続人　亡　太田　邦英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日

佐賀県佐賀市駅南本町一番二三号

相続財産管理人　中島　秀麿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県玖珠郡玖珠町大字岩室八七〇番地二、最後の住所大分県玖珠郡玖珠町大字岩室八七〇番地の二　被相続人　亡　穴井　一洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日

大分県日田市川原町一番三二号森法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　森　正憲

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成三十年五月二十二日

一、墳墓等所在地　富山県高岡市風呂屋町六七

一、墳墓等の名称　宗教法人専称寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳、富田宗左エ門家

一、改葬を行おうとする者　富山県高岡市風呂屋町六七　宗教法人専称寺　代表役員　楠　隆司

第46期決算公告

平成30年5月22日　大分県大分市西大道二丁目3番28号

株式会社サン・ダイコー

代表取締役社長　川上　眞吾

貸借対照表の要旨（平成30年3月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	9,180	流動負債	6,665
固定資産	4,399	固定負債	270
有形固定資産	2,475	株主資本	6,485
無形固定資産	73	資本金	90
投資その他の資産	1,850	資本剰余金	22
		資本準備金	22
		利益剰余金	6,373
		利益準備金	22
		その他利益剰余金	6,350
		（うち当期純利益）	（547）
		評価・換算差額等	156
		その他有価証券評価差額金	156
資産合計	13,579	負債・純資産合計	13,579